

## 国外財産の価額が5千万円を超える方が対象です！（国外財産調書制度の創設）

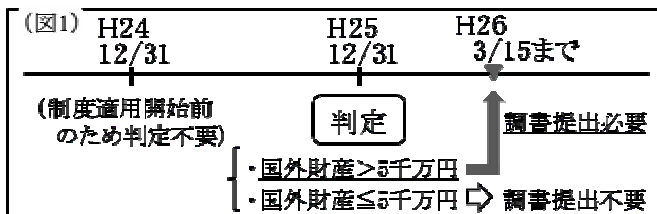
### 1.はじめに

日本銀行調査統計局の調査によると、個人が保有する外貨建資産の残高は、平成15年から平成23年までの8年間で58.6%(10.6兆円)増加しています。また、税務調査によって申告漏れを指摘される国外所得や国外財産の額も近年増加しています。これらの申告漏れを是正するための方策の一つとして、平成24年度税制改正により、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」が改正されました。

### 2.制度の概要（法5、改正法附則59）

平成25年12月31日以後、毎年12月31日において有する国外財産（下記3.参照）の価額（下記4.参照）の合計額が5千万円を超える一定の居住者（下記5.参照）は、その年の翌年3月15日までに、一定の事項（下記6.参照）を記載した国外財産調書（以下、「調書」）を税務署長に提出しなければならなくなりました。

なお、この制度には、調書提出を促進するための加算税の特例措置や罰則（下記7.参照）も設けられています。



### 3. 国外財産（令10）

国外財産が否かは、その年の12月31日における財産の所在により判定されます。主な財産の所在は次のとおりです。

財産の区分	所在
動産、不動産	その動産、不動産の所在
船舶、航空機	その船籍、航空機の登録機関の所在
預金、貯金、積金	その預金、貯金、積金の受入れをした営業所・事業所の所在
社債、株式、出資	社債・株式についてはそれらの発行人、出資については出資されている法人の本店又は主たる事務所の所在
外国の発行する公債	その外国

### 4. 国外財産の価額（令10、規12）

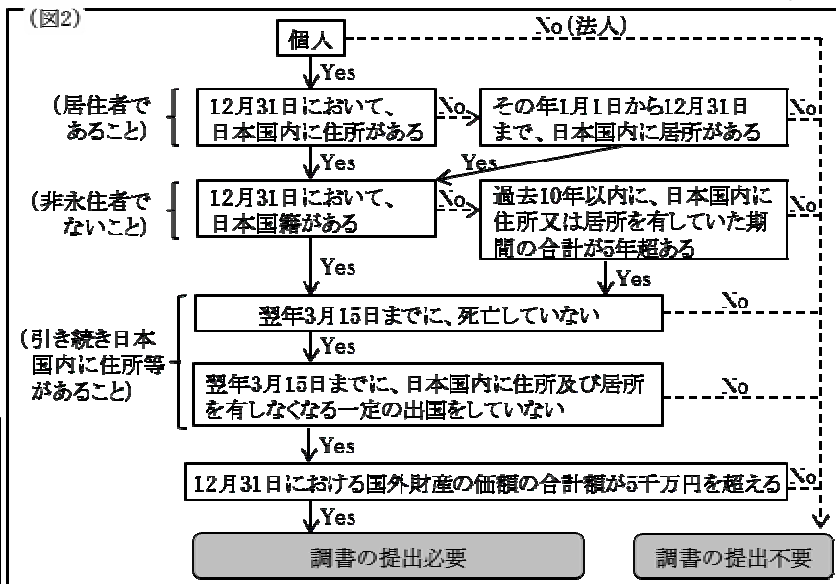
国外財産の価額は、その年の12月31日における時価又は時価に準ずる見積価額を、同日における外国為

替の売買相場により邦貨換算して評価します。

例えば、事業所得の計算の基礎となった棚卸資産についてはその棚卸資産の評価額、不動産所得・事業所得・山林所得に係る減価償却資産についてはその減価償却資産の償却後の価額が見積価額となります。

### 5. 適用対象者

図2のとおり、一定の居住者には、調書の提出が求められます。給与所得しかないサラリーマンや年金所得者も対象から除外されていませんし、国籍の有無のみで判定するものでもありませんので留意が必要です。



### 6. 調書の記載事項（法5、規12、別表第二）

調書への記載が求められる事項は次のとおりです。

- (1) 氏名
- (2) 住所又は居所
- (3) 国外財産の区分、種類、用途、数量、価額及び所在
- (4) その他必要な事項

### 7. 加算税の特例措置・罰則（法6、9、10）

- (1) **加算税の軽減措置**：国外財産に係る所得税又は相続税につき修正申告等があった場合において調書の提出があるときは、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- (2) **加算税の加重措置**：国外財産に係る所得税につき修正申告等があった場合において調書の提出がないとき等は、過少申告加算税等が5%加重されます。
- (3) **罰則**：調書に虚偽記載をした者や、正当な理由なく調書を提出期限までに提出しなかった者等は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（一定の免除規定あり）。

(法令略記) 法：内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

令：内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令

規：内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則

改正法附則：租税特別措置法等の一部を改正する法律附則（平成24年4月1日施行）